

任期付職員（行政相談業務）の募集について

総務省関東管区行政評価局（東京行政評価事務所）では、国民から、国の行政などへの苦情や意見・要望を「行政相談」として受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、関係行政機関に必要なあっせんなどを行うことにより、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善に生かしています。

近年、我が国では、人口減、超高齢化の進展に伴い、社会経済情勢の急速な変化が生じており、それに伴い地域社会の変容も進み、行政相談に寄せられる国民からの苦情や意見・要望も、行政、民事の垣根を越え、様々な分野にわたっています。

それらには、複雑な事情を抱えているものもみられ、関係法令や地域社会の実情をよく理解した上で、より丁寧に対応することが求められています。このような状況を踏まえ、行政相談の事案処理の質の向上を目的として、民間企業等での顧客対応やこれらを踏まえた業務改善等に関する知見や経験を有する職員を募集することとしています。募集要項は次のとおりです。

職務内容	(1) 行政相談事案の受付・処理、行政相談委員の支援、行政相談行事の企画・運営などの行政相談業務 (2) 行政改善推進会議(注1)に付議する事案（改善方策の検討等に当たって、公平性、中立性及び的確性の確保が一層必要な事案）の選定・分析 （注1）行政改善推進会議とは、行政相談事案を端緒として、行政の制度・運営に係るものの改善について、民間有識者の意見を聴取し、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政の改善を効果的に推進することを目的として設置されているもの (3) 行政相談端緒の行政運営改善調査の企画立案、調査 (4) その他、行政相談関連業務
募集人員	1名（係長級）
募集対象	以下の1から3までの条件を満たしている方 1 行政機構又は行政運営に関する基礎的な知識を有する方 2 民間企業や公的機関において顧客等からの苦情・相談対応の実務経験を4年以上有し、業務改善の実績を有する方 3 パソコンによりMicrosoft Word、Excel、PowerPoint等のソフトウェアを操作し、資料作成ができる方 なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
勤務時間	8時30分から17時15分まで（土日休日を除く。）（休憩時間60分）
勤務地	東京都新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎2階 東京行政評価事務所 ※令和8年7月に東京都文京区後楽1-7-22小石川地方合同庁舎5階に移転予定
雇用期間	令和8年6月1日から令和9年3月31日まで（予定） ※原則として採用後6月間は条件付採用期間となります。
賃金支払日	原則として毎月16日
賃金	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき学歴・職歴等を考慮して決定 ※期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当あり
通勤手当	実費支給（ただし、1月当たり上限150,000円）
退職手当	国家公務員の退職手当の規定に基づき、支給の有無を決定（注2） （注2）規定の勤続期間を経過した場合に限ります。
加入保険等	総務省共済組合に加入
住宅	無
応募方法	・ 以下の応募書類（様式等は当局ホームページに掲載）を郵送又は電子メールにより送付願います。 《応募締切》令和8年4月7日（火）15:00必着 《応募書類》 ①履歴書（様式1。市販のものでも可） ②職務経歴書（様式2） ③小論文（様式3） ・ 郵送で応募する場合は、封筒に「 任期付職員応募 」と朱書きの上、下記の〔履歴書等の郵送先〕宛てにお送りください。 ・ 電子メールで応募する場合は、 件名を「任期付職員応募」とし 、(tokyo.saiyou@soumu.go.jp)宛てにお送りください。（受領後、当局から受領確認の返信をいたします。メール送付後3～4日経過しても返信がない場合は、下記連絡先までご連絡ください。） ・ 書類選考及び論文試験の結果、面接試験を行うこととなった方に対して、 令和8年4月14日（火）15:00までに 、日時等の御連絡を差し上げます。
その他	・ 応募の秘密については厳守いたします。応募書類は返却いたしません。（責任を持って廃棄いたします。） ・ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づき、常勤の国家公務員として採用されます。 ・ 採用者は、国家公務員法の適用を受けます。

〔履歴書等の郵送先〕

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-28-8
新宿地方合同庁舎2階
東京行政評価事務所任期付職員採用担当

〔連絡先〕

東京行政評価事務所任期付職員採用担当

TEL 03-5331-1750